

松山家庭裁判所委員会議事概要（第27回）

1 日時

平成29年2月9日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

伊名波宏仁，梅本大介，大西康司，清水 進，砂田桂子，寺垣孝彦，西崎健志，藤田育子，堀内壽夫，松原英世（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

大森首席家庭裁判所調査官，上田首席書記官，都築事務局長，佐伯総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）テーマ「成年後見制度の現状と課題について」

DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」上映の後，上田首席書記官から，成年後見制度の現状と，平成29年1月に提出された成年後見制度利用促進委員会の意見書の概要及び同意見書に基づく今後の施策の目標等について，説明した。

■ 只今の説明について，御質問や御意見はありませんか。

○ 参考に，未成年者の後見制度についても説明してください。

● 未成年者を保護する目的や後見人の報告の枠組み等は同じで，必要に応じて裁判所が後見人を監督しています。後見人からは，未成年者の進学についてなど，いろいろな相談を受けることがあり，事案ごとに対応しています。

○ 後見監督の期間については，未成年後見は，被後見人がいずれ成年に達す

るという意味で、それほど長期に至らないことがほとんどです。一方、成年後見の場合は、いったん後見が始まると、症状が回復しない限り亡くなるまで相当長期間に及びます。監督の方法等については、似通った部分もありますが、取扱いは若干異にしています。

- 制度の本質を理解するために、管理継続中の本人のうち、年齢や障害の種類等、どのような人が利用しているのか、参考に教えてください。
- 本人の男女比をみると、平成27年の割合（全国）は、男性が40.5パーセント、女性が59.5パーセントです。そのうち65歳以上の割合は、男性で67.9パーセント、女性で86.4パーセントですので、主な利用者は高齢の方です。
- 判断能力によって後見、保佐及び補助のいずれかが決まるということですが、例えば、後見で申立てをしたところ、家裁の審判で保佐や補助という判断がされることもあるのですか。
- そのような例もあります。例えば、保佐の申立てがされた場合、本人の調査や鑑定等の結果、後見相当と認められれば、申立人に趣旨変更の申立てをしてもらい、後見で手続を進めることもあります。
- 数年前に亡くなった私の父も認知症でした。銀行の預金が引き出せないことなど、患って初めて気付いたことが多々ありましたが、既にどうしようもありませんでした。成年後見制度の存在も知ってはいましたが、なかなかハードルが高いというのが実感で、利用するには至りませんでした。松山市内でも、グループホームやサービス付き高齢住宅は、需要が多く入居待ちの状態であるところ、予備軍も含めこれだけ認知症の患者が多い中で、法の世界と福祉の世界がうまく連携すれば、もっと助かる人が増えるのではないかと思います。しかし、我々一般の人間にとっては専門用語も多いことから、例えば介護保険一つ申請するにしても大変な状況で、地域包括センターだけでなく、制度についての告知やPR等、きめの細かい対応をしていただくと、何

より対象となった方が助かるのではないかと思ひながら、話を聞いていました。

- 説明では、認知症の方が462万人、知的障害者や精神障害者を含めると900万人近い中で、実際の利用者が19万人余りという話で、潜在的なニーズがある中で利用できていない状況から利用促進という観点になるのだと思います。私の祖母は100歳を超えていますが、認知症で、老々介護で私の両親と私の父の兄夫婦が世話をしていますが、たぶん両親には成年後見という発想は全くないと思います。これは、制度は知っていても、他の親族との関係を気にしたり、自分たちで出来るのではないかという考えから、申立てに至らないのだと思います。また、もともと成年後見と名前が変わる前の「禁治産者」というイメージや、登記されることに対する抵抗などで、申立てに消極的となる方も割といるのではないかと思います。そういう意味では、利用促進という観点から、申立権者の範囲を広げたり、市区町村長申立ての他にも、後見的な立場から市区町村等が何らかの介入をするような制度もありうるのではないかと、という感想です。

実際のところ、市区町村長が申し立てる事案というのは、現状でどの程度あり、どのような事案が申し立てられているのでしょうか。

- 全国での市区町村長申立ての件数は、平成23年に3,680件で、成年後見制度全体の総数に占める割合が11.7パーセントだったものが、その後年々増加して、平成27年には5,993件と、全体の17.3パーセントを占めています。ただし、当庁で成年後見関係の協議会等を実施した際に、市区町村長申立てにはいろいろ苦労があるという話を担当者から聞いているので、何らかの形で申立てをしやすくする方策はないものかと、裁判所としても検討をしている状況です。
- 松山では、身寄りがない場合や、施設が事実上お金を管理していて困っているケース、あるいは、本人に振り込まれた年金を親族が懐に入れるなどの

経済的虐待が行われている例等が、実際にありました。

- (900万人の潜在的な需要があるのに、利用者が19万人と)利用者が少ない理由として考えられるのは、預貯金の引出しができなくなるなど切羽詰まった事態になるまで、なかなか申立てがされないという実情があると思います。制度の利用を増やすには、まだ切羽詰まる前の段階で、例えば認知症が始まるような段階から利用の検討を促すことで、もう少し申立てが増えていくし、制度も活性化していくのではないかと思います。
- 付け加えますと、本日上映したDVDを観て、後見人の重責から申立てを躊躇する人もいます。裁判所としても、申立てに必要な書面に分かりやすい書き方を添え、セットにして封筒に入れたものを手渡し、御自身でも申立てができるような説明をさせてもらっているのですが、人ひとりの権利を制限するものですから、簡単に済ませるというわけにはいかず、そのような理由で申立てを諦める方がおられるのは、非常に辛いところです。
- 私は、日常的に成年後見に関わる中で、潜在的に後見人が必要な事案は非常に多いと感じています。相談を受けたり、自分が関わっている事案を見ても、遺産分割や不動産の売却等、後見人を付けないとその後のことが進められないといった切羽詰まった状況になって申立てをするケースがほとんどで、事実上御家族が処理をしている場合が多いのだろうと実感しています。遺産分割等の問題で相談に来られた際に、亡くなった方が生前から判断能力のない状態になっている状況で、一部の親族が預貯金等を勝手に処分していたことが後から問題になるケースなど、なぜ早い段階で後見制度を利用しなかったのだろうと感じることは、よくあります。ただ、現実の問題として、私自身も後見人を務めています。責任は非常に重いものですし、症状が回復することはあまりないので、実際には亡くなるまでそれが続くということになるので負担も大きく、申立てを躊躇するのはよく分かります。最近、専門職後見人が増えていますが、親族が後見人を務める負担を考えれば、よい傾向

だと思えます。一方で、必ずしも財産のある場合ばかりではないところ、それでも必要な場合はあるので、実際には専門職後見人がほとんど無報酬で後見人を務めるケースもあり、それも問題だと感じています。

また、制度の利用を推進することによって、今後、管理継続中の事件が更に増え続けていくと、事件が終わるまで記録を保管し、1年ごとに報告を求めてチェックする裁判所は、きちんと処理していくことができるのだろうか心配しています。その辺りは、何か考えているのでしょうか。

● 報告のチェックは、係を挙げて協力態勢を組んでいます。また、事件が長期に及ぶと記録も厚みを増しますので、収納スペースの問題についても、工夫しながら検討模索を続けているところです。

○ 確かに事件は増えているので、合理的な処理については常日頃考えていますし、いろいろな協議の場で議論しています。御指摘のように、1年に1回の報告となると監督の機会が多く大変なように思うかもしれませんが、考えようによっては、長期間分まとめてするより監督しやすい面もあります。

また、監督の仕方についても、不正を許さない財産管理を行う一方で、国の施策を踏まえ、本人の意思に寄り添うような後見人の行為については、なるべく尊重する方向で監督していけば、合理化にも繋がり、将来更に管理継続中の事件が増えた場合にも対応できるのではないかと考えられます。

■ 利用する側からみて、利用しにくい点などはありませんか。

○ 本人が健康な時に書いた遺言書の内容と、後見人による本人の財産の処分が反するような場合、どちらが優先されるのでしょうか。つまり、本人が遺言書の中で「寄付する。」と記した財産を後見人が売却することになった場合、本人の意思に寄り添ってという話がありましたが、既に本人の意思は確認できなくなっています。そのような場合、法律的にどちらが優先するのでしょうか。

○ 遺言をした時点から年数を経て自身の資産を処分することで、遺言をした

時点と亡くなった時点の資産状況が変わることは、通常の場合でも考えられることですので、後見人が本人の生計を維持していくために本人の資産を処分して生活費に充てなければならない状況になった場合、必ずしも本人の意思に反するものとは言えないと思います。

- 後見人の立場からすると、仮に遺言の内容を知っていたとしても、その後の状況の変化を踏まえて、本人の利益や意思をいろいろ考え付度して財産を管理するという意味で、後見人の裁量は幅広いのではないかと思います。
- どのような社会環境等を背景に、成年後見制度は出来上がったのでしょうか。
- 平成11年、この制度の導入時、それまでの禁治産宣告及び準禁治産宣告という制度は非常に使いにくく、今と比べると需要が非常に少なかったという状況がありました。そのような中、今後増えるであろう認知症の方に対してどのように制度を利用してもらおうかと考えたとき、新たな制度を設ける必要があったのだと思います。先ほど、成年後見制度の利用の促進に関する法律のところでも話が出ましたが、例えば、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重という話は当時もあり、被後見人を、そのような形で保護していこうということで、制度が導入されたと思っています。
- 未成年後見人は、未成年者の成長を促す役割を担っていると思います。高齢者が務める場合には体調面の問題もあり、未成年者に適切に関わることが難しい事案が起こっているという話が、私どもの耳に入ってきます。実際、最前線の教育機関などの場合、松山市でいえば、こども総合相談センターや児童相談所が、児童福祉法に基づいて未成年者の生活等に関わるのですが、保護者が高齢の場合、環境が整わないところがあります。そのような場合に、福祉の世界に後見人制度等法的な面からも適切なアプローチができると、その後の児童生徒の成長も適切に促すことができるのではないかと思います。
- 未成年後見の場合は親族が後見人になる場合が多く、しかも祖父や祖母が

後見人になった場合、思春期の子どもが起こす非行等問題行動に、高齢の後見人がうまく対応できないことがあります。そのようなとき、どういう形でフォローするかという問題ですが、まず児童相談所でいろいろと対応していただくのも一つの方法ですし、後見人から家庭裁判所に相談していただければ、それに対して何かよい方法はないかと助言することもできると思います。

○ 裁判所にそのような相談をする場合、児童生徒の福祉の観点からは、児童相談所等から相談するのが一番適切なのだとは思いますが、例えば、未成年者が就学している学校からの情報提供も可能なのでしょうか。

● 後見人が付いている段階であれば、その後見人の方から裁判所に、どのようなことで困っているか、御相談いただいたらと思います。あと、私の経験上、例えば、父母が亡くなり、お子さんに後見人がついていないというときには、例えば児童相談所が申立てをして後見人を付けるような事例も、何例かあったのではないかと思います。

■ 今日最初に上映したDVDを観て、後見制度を利用しようという気持ちに、どう影響すると感じましたか。

○ 不正が起こらないようにいろんな手続を踏んでいて、報告書の提出など、なかなか大変で利用しにくいのではないかと感じました。例えば、自分の認知機能が衰えてきて任意後見人を探そうとするとき、手続が大変だからと、そこまでして制度を利用しないのではないかと感じました。

■ 専門職後見人に任せることについては、どうですか。

○ 任せると安心ですが、費用がかかるので、それも大変だと思います。財産もありませんので、自分の子供を信頼して対応すればいいのかなと思います。

○ 制度の存在は知っていましたが、あまり身近でないこともあり、自分の周りのことを考えました。私の場合だと、子どもたちにと考えます。先ほどの遺言書の例でも話が出たように、後見人は、かなりの権限や裁量を持たざるを得ないと感じました。DVDを観ても、制度の説明なのであのようなになるの

でしょうが、（利用するには）ハードルが高いという印象でした。

- 私は、自身の反省も含めて、きちんと対応できなかったものかとも感じました。自分自身も、そろそろ認知機能のことが気になる年齢に近づいてきたので、追い詰められて家族が何らかの対応をするよりは、任意後見制度の利用を考えることが大事だと感じております。
- DVDを観て、今後どうなっていくのか、今すぐ対応しなければならないのは成年も未成年も一緒であろうと思いました。このような制度があることを、そして、どこに相談すればいいのかということについて、もっといろいろな啓発活動をしていけば、より良い方向に進むと思いました。
- 説明の中で、このDVDは制度の相談に来られた方全員に観てもらおうという話でしたが、できるだけ身近な例で必要性等を中心に説明するようなDVDを作ってはどうかという気はします。要件の話は、実際に利用するとき話をすればよいので、このような制度が必要で、利用してみようかという気持ちになってもらえるような内容にする必要があるのではないかと思います。
- DVDについての感想ですが、私は制度紹介として観ていましたので、自分がどういう印象を受けたかは、あまり考えていないのですが、先ほど他の委員から発言があったように、どのような方が、どのような意図で申し立てるのかによって、DVDの印象も変わってくるのだと思います。専門職に任せるのであれば、これだけやってくれるのであれば頼もしいと思うかもしれませんが、自分が困っている状況で申立てをして、その上で自身がこのような義務を課されるのであれば、やめておこうかと思うかもしれません。そのように、誰が観るかによって印象が変わるのではないのでしょうか。ですから、どこにターゲットを絞ってDVDを作っているのかによって違うのではないかと思います。
- 私も、同じく、利用しようとする人と周りの家族で、印象が変わるのだらうと思いました。DVDとしては分かりやすく作られていたと思いますので、

そういう意味では、利用しようとする人にとっては、使ってみようかなと思わせるDVDではないかと思います。

その他で、検察官として関心があるのは、高齢者の認知症患者（特に独居の方）が振り込め詐欺等の被害に遭った話をよく聞きますし、そのような詐欺等の事案に対応していると、高齢で判断能力が衰えている方をターゲットとした犯罪が、高齢化社会の中で今後もますます多くなると思われるところです。特に多額の預金を持つ状況では、成年後見制度等が活用されていたら、被害が起きなかったのではないかと思う事例もありますので、制度自体は、私の立場からも推進して、拡大していけるのであれば、そうなってほしいと思うところです。それと、一方で、不正対策として、検察庁でも成年後見人の業務上横領の事件について、全国で例年20～30件程度は起訴しており、家庭裁判所からも告発を受けているところですので、特に不正対策というところには関心を持ってDVDを観させてもらいました。今日の説明でも、不正対策の強化によって被害額が減ってきているという状況と聞き、今後の件数等については、個人的に関心を持っています。

- DVDそのものについては、制度についても分かりやすく、必要なことが説明されていたと思います。実際に後見人になれば報告しなければならないというのは事実なので、それはきっちりと認識していただく必要がありますし、お知らせしなければならない内容だと思いました。

あとは、独居老人の方など身寄りのない方については、家族からの申立ては期待できないので、民生委員の情報に基づいて、市区町村長からの申立てが積極的にされるようになれば、詐欺等の被害も減っていくので、この制度をそのような形で利用していくことができればよいと感じました。

私ども弁護士は後見人を務めることが多いのですが、残念なことに不祥事もあり、弁護士会としても、研修等によって不正防止に取り組んでいます。

- DVDに関しては、少なくともこの程度の内容は、事前に分かっていただく

必要がありますので、そういう意味では、最小限で分かりやすく作られていると認識しています。更なる改善の余地について御指摘いただきましたので、今後役に立てたいと思っております。

- 先ほど、利用促進委員会の意見書の中にもあった施策の一つとして、地域連携ネットワークの構築があります。本人や後見人等を継続的に支援しようという考えですが、不正防止の関係でも、こうした地域連携ネットワークを構築することによって防げる部分もあるのではないかと、そのような内容も、意見書には盛り込まれています。このような意見等も参考にして、3月には基本計画が閣議決定されることになるわけですが、それを受けて、家庭裁判所としても、どのように利用促進に取り組んでいけばよいかということを検討したいと思っております。裁判所では、県や市等自治体との間で今後コミュニケーションが図れるような態勢を作ろうとしている段階です。

(4) 裁判所利用者へのアンケート実施結果について

事務局長から、平成27年7月9日から同29年1月18日までに回収した合計72通のアンケート結果に基づき、その概要等を説明した。

(5) 次回期日について

平成29年7月13日（木）午後1時30分

(6) 次回テーマについて

「面会交流調停について」